

## 環境基本計画の見直しに関する意見(2)

- 「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」で提起された論点
- (1)個人個人の暮らしをいかに変えていくかが重要な課題→人々の暮らしを支える地域づくり
- (2)健全なコミュニティの存在→年齢性別等幅広い人々が参加して、具体的な問題解決に取り組むための条件整備
- (3)地域コミュニティの支援を受けつつ、地域の人材を活用する(NPO等)
- (4)環境教育や環境保全活動を行う人材→環境教育や環境保全活動の専門家でない者の役割
- (5)健全なコミュニティ再生や創出を通じ環境と社会の両面の持続可能性は相互に強い関係を持っている
- (6)コミュニティ再生に関係する施作の連携が必要
- (7)ある程度広域にわたるコミュニティやその連携による環境保全

## 環境基本計画の見直しに関する意見(3)

- 「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」に加えるべき視点
- (1) 次世代育成の視点：環境保全への長期的な取組を保障する子どもたち（学校教育／学校外教育）への支援
- (2) 持続可能な開発のための教育(ESD)の視点：持続可能な地域社会と国連・持続可能な開発のための教育の10年(2005～2014年)
- (3) 環境教育がもつ専門性の視点：市民及び関連分野の専門家に対して手法を提供するのではなく、環境問題解決のためのコーディネート能力（学習支援）が問われている cf. 社会教育職員の専門性

## 環境基本計画の見直しに関する意見(3)

### □ 環境教育推進法の意味

- 国民、NPO、事業者等による環境保全への理解と取組の意欲を高めるため、環境教育の振興や体験機会、情報の提供が必要
- 地球温暖化の防止、自然環境の保全・再生をはじめ環境保全上の課題が山積
- ↓
- 各界各層の自発的な環境保全取組が不可欠
- ヨハネスブルグサミットでの小泉総理の提案、持続可能な開発のための教育の10年国連決議等を受けた環境保全を担う人づくりを進める気運の高まり

## 環境基本計画の見直しに関する意見(4)

- 環境教育推進法の概要(1)
- <法の範囲>
- 環境保全活動(寄与)→持続可能な社会
- 第3条 基本理念、第4条～第6条 各主体の責務
- <法の中心的内容>
- 理解の深化、意欲の増進→環境保全活動
- 第7条、第8条 基本方針等→環境保全の意欲の増進、環境教育
- <環境教育>
- 第3条 基本理念、第4条～第6条 各主体の責務、第9条 学校教育等における環境教育の支援等、第10条 職場における環境教育

## 環境基本計画の見直しに関する意見(5)

- 環境教育推進法の概要(2)
- <環境保全の意欲の増進>
- 第3条 基本理念、第4条～第6条 各主体の責務、第10条 職場における環境保全の意欲の増進、第11条～第15条 人材認定等事業の登録等、第16条 都道府県又は市町村が行う人材の育成又は認定のための取組に対する情報提供等、第17条 人材の育成又は認定のための取組に関する情報の収集、提供等、第18条 人材の育成のための手引その他の資料等の質の向上、第19条 環境保全の意欲の増進の拠点としての機能を担う体制の整備、第20条 国民、民間団体等による土地等の提供に関する措置、第21条 協働取組の在り方等の周知
- <必要な措置>
- 第22条 財政上の措置等、第23条 情報の積極的公表等、第24条 配慮等

## 環境基本計画の見直しに関する意見(6)

- 日本環境教育学会として「環境教育ガイドライン」を検討しようとしている（朝岡私案）
- (1) 持続可能な開発のための教育(ESD)の視点
- (2) 生涯学習（学校教育／社会教育の融合）の視点
- (3) 市民及び子どもの参画（地域／社会）の視点
- (4) グローバリゼーション及び環境教育推進法のもとでの環境教育の役割に関する視点
- → 第3次基本計画の策定に向けてご議論願いたい



中央環境審議会総合政策部会が実施する環境基本計画  
見直しに際しての意見交換会 17・8・9

全国小中学校環境教育研究会相談役  
江戸川区立中小岩小学校長 佐々木 定治

I 本研究会における環境保全に関する取り組みの現状

- ① 環境教育の指導法および教材開発の研究
- ② 環境教育に必要な調査研究
- ③ 会報「碧い空」の発行
- ④ 研究紀要の発行
- ⑤ 全国小中学校環境教育研究大会の開催（本年度は第37回 愛知大会）
- ⑥ 東京都小中学校環境教育研究発表会の開催（本年度は第41回 調布市）
- ⑦ 会員相互の連絡・情報交換
- ⑧ 第9回全国小中学校児童・生徒環境絵画コンクールの主催  
(文部科学大臣賞 環境大臣賞など)
- ⑨ 環境期間の諸行事への協力・参加
- ⑩ 環境教育指導者養成

II 私の環境保全活動の経歴（研究会とのつながりで）

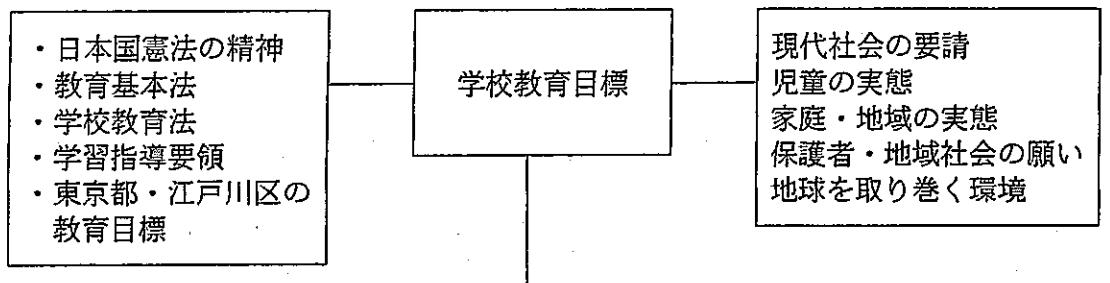
- ① H6年4月～9年3月 ・都、全国小中学校環境教育研究会事務部長
- ② H9年4月～14年5月 ・都小中学校環境教育研究会副会長  
・全国小中学校環境教育研究会事務部長  
・都環境週間行事運営委員
- ③ H9年11月 ・第33回 東京都小中学校環境教育研究発表会を  
勤務校の江戸川区立小松川第二小学校で開催
- ④ H14年1月 ・第33回 全国小中学校環境教育研究大会（東京大会）  
並びに第37回 東京都小中学校環境教育研究発表  
会を勤務校の大杉小学校で開催
- ⑤ H14年6月 ・第17代 全国小中学校環境教育研究会長  
～17年6月 ・全国小中学校児童・生徒環境絵画コンクールを主催  
・自然観察会を主催（新潟県）
- ⑥ H15年1月 ・第34回 全国小中学校環境研究大会（千葉大会）を  
千葉県成田市吾妻小学校・吾妻中学校で開催
- ⑦ H15年6月 ・「省エネ共和国」大統領となるも、前任校13年度に  
都内初に認定

- ⑧ H16年1月                   ・第35回 全国小中学校環境研究大会（東京太会）  
                                  並びに東京都小中学校環境教育研究発表会を、新宿  
                                  区立大久保小学校で開催
- ⑨ H16年3月                   ・自然体験活動推進協議会 CONE リーダーとなる
- ⑩ H16年4月～                ・えどがわエコセンター理事  
                                  ・区地球温暖化防止に関する懇話会委員
- ⑪ H16年5月                   ・環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関  
                                  する基本方針に向けた懇談会に出席
- ⑫ H17年6月                   ・小池百合子環境大臣が本校に来校し「地球温暖化防止  
                                  に関わる特別授業」をしていただく。

### III 環境基本計画に対する意見

- ① 日本の文化・政治・経済の価値観を転換し、環境問題を中心とした価値観で見直し持続可能な循環型の環境の創造のための具体的な法規制をする。
- ② 学校エコ改修を推進し、「環境を学ぶ視点」で環境省・文科省との連携の中で、学校建築の見直しを推進する。
- ③ ISO 学校版を制度として公立学校で実行できるようにしたい。
- ④ 大学の教職課程に、環境教育の単位を入れたい。未来に生き抜く児童・生徒の指導にあたる教員が、「環境」に関わることを学問として学ぶことが重要である。
- ⑤ 学校環境衛生基準を改定する。
- ⑥ 学校環境施設の充実をする。例えば、「雨水活用」「風力発電」「太陽光発電」「屋上緑化」「校庭芝生」「ビオトープ」「地下水の活用」など
- ⑦ 環境学習・研究の拠点として、「環境未来科学館」を設置し、環境問題の課題について、地球規模で総合的に学習・研究できるセンターを設置・整備してほしい。
- ⑧ 愛・地球博で実験済のように、「エコマネー」の制度を全国的に制度化することが大切である。
- ⑨ 林業や農業の保全を環境の視点から再構築する。
- ⑩ 環境保全の価値観を形成するには、幼児からの教育が重要である。身近な問題から、地球規模の問題まで、地球に生きる市民として、の意識と責任感を育む教育が必要である。総合的な学習を支援できるよう地域・企業・諸機関の更なる、ネットワークづくりを推進する。
- ⑪ これからは、環境情報を迅速に公開する必要がある。特にTV等での「環境予報」をして欲しい。
- ⑫ 環境問題の国際協力に積極的に取り組む。

## 『中小岩小の環境教育』



人権尊重の精神の下、21世紀をたくましく生きていくために  
自らめあてをもち、コミュニケーション能力に富み、社会に貢献できる  
心豊かな児童の育成を目指し、次の教育目標を設定する。

・思いやりのある子	・よく考える子	・たくましい子
進んで働き、働くことに喜びを感じる子	人とのかかわりを通して、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる子	前向きな姿勢で努力し、最後までやりぬく子
自分のことと相手のことも大切にできる子	主体的に判断し、行動のできる子	自他の命を尊び、進んで体をきたえる子
相手の身になって考え、行動できる子	自分を見つめ、自分の考えをもって、進んで問題を解決していくこうとする子	

### <環境憲法>

#### 【第1章】

☆環境は生命の母

「環境は、地球の生命そのものです。環境によってわたしたちは生かされていることを感じましょう」

#### <第1条>

環境は人間だけのものではありません。全ての生態系が、この環境の中で等しく生きられる権利を保証します。

#### <第2条>

環境は全てのものの共通の財産です。山や川の景色もずっと自然のままに残れるよう努力します。

#### <第3条>

人間だけでは、この地球で生きていけません。全てのものの生存の中で、人間も生きていけることを忘れないようにします。

#### 【第2章】

☆よい環境の継承

「わたしたちには、できるだけ好ましい環境を次の世代に引き継ぐ責任があることを悟りましょう」

#### <第4条>

今の環境は、前の世代の生命から代々引き継いだものです。次の世代にまた引き継ぐために、できるだけ理想に近い形で渡せるよう努力します。

#### <第5条>

わたしたちは、常に環境との付き合い方を反省し、環境が悪くならないように、改善する努力をします。

#### 【第3章】

☆環境はみんなの問題

「環境は地球に生きる全ての命たちの問題で、地球は限りある閉じた世界であることを認識しましょう」

#### <第6条>

環境は一人一人が守っていくものです。まず、自分でできることを実行していきます。

#### <第7条>

環境は一人だけのことではありません。学校、地域、江戸川区、東京都、日本、全世界へと視野を広げていきます。

#### <第8条>

地球の環境は、限りある壊れやすいものです。やさしく、少しでも長くもつよう努力します。

## <環境教育の3つの柱>

### 「心」

自然を愛し、環境を守るやさしい心を育てます。

自然を愛護し、環境を守ろうとする心を育てることが環境教育の基盤。自然とのかかわり、環境とのかかわり、人とのかかわりの中で、やさしい心を育てていきます。

### 「理解」

環境とは何か、環境と人間とのかかわり、人間の責任と役割を理解させます。

理解の深さは、環境問題を理性的に考える基盤となる。環境について十分に学習し、環境と人間とのかかわりや人間は何をすべきかを、いろいろな教科・領域の中で理解させていきます。

### 「実行」

自然を愛し、環境を守るために実行力を高めます。

環境を守るのは生態系そのものであり、それを大きく振り動かしてきた人間の役割と責任は大きなものです。そこで、環境に対する実行力を高めることを重視し、体験すること、解決すること、活動することを評価していきます。

#### 研究主題

『日常生活で、人やものを大切にする子の育成』

——環境教育を通して——

#### 研究の見通し

- 全教育活動において、環境教育との関連を図り、身のまわりの自然や人やくらしのよさを感じていけば、やさしい気持ちが育つだろう。
- 全教育活動において、環境教育との関連を図り、環境教育を実践していけば、身のまわりの自然や人やくらしのよさを理解することができるだろう。
- 全教育活動において、様々な環境教育の活動を積み重ねていけば、人やものを大切にする気持ちをもち、自分で考え、実行していく態度が育つだろう。

## <めざす児童像>

### 学校全体 『心豊かな子ども』

#### ① 学び、実践し、省み、行動する子

- ・主体的に環境にかかわろうとする子
- ・自ら課題をもち、調べたり考えたりする子
- ・学習したことを生かし、自分のできることを行動にうつせる子

#### ② 物にも自然にも、人にも思いやりがもてる子

### 「心」

自然を愛し、環境を守る  
大切なわかる子

### 「理解」

環境に対する人間の役割と  
責任がわかる子

### 「実行」

自然を愛し、環境を守るために活動を、自分なりに実行できる子

### 低学年分科会『人やものを大切にできる子』

### 「心」

日頃の生活の中で、人や  
ものにやさしい気持ちで  
接することができる子

### 「理解」

人の気持ちやものを大切に  
することのよさがわかる子

### 「実行」

身近なものについて、リサイクルなどの活動ができる  
子

### 中学年分科会『自然や環境を守ろうとする子』

### 「心」

体験的な学習を通して、  
環境を大切にしようとする  
子

### 「理解」

人間の活動と、環境とのか  
かわりについて理解できる  
子

### 「実行」

環境を守るために実行力が  
身についている子

高学年分科会『自然や環境の大切さを伝えようとする子』	「心」	「王里角罕」	「実行」
「自分だったら何ができる るか」と常に意識する子	身近な生活の中から、環境 の問題を考えられる子		自分なりの考え方や方法で、 環境を守るために活動を実 行する子

心障分科会 『人やもの、自然へのやさしさを感じる子』	「心」	「王里角罕」	「実行」
『ものにも、自然にも、人にも、思いやりがもてる子』	人やものにたいして心地 よいかかわり方ができる 子	人の気持ちやものの大切さ がわかる子	身近なものについて、リサ イクルをしようとする子

専科分科会 『身のまわりの環境に関心をもち、素直に感動を表現できる子』	「心」	「王里角罕」	「実行」
『自分や友達のよさを認め合える子』	環境により生活習慣を心 がけ、よりよい生活を送 ろうとする子	身のまわりの環境に関心を もち、あらゆる命の大切さ がわかる子	環境により生活習慣を身に つけ、進んで実行する子

<研究の内容>

各教科・領域における環境教育 の計画と実践	授業研究	全校規模の環境教育の活動作り
--------------------------	------	----------------

<研究のまとめ>

研究のまとめ・紀要作成・研究発表会
-------------------

<研究で目指すこと>

- ・各教科、領域の年間指導計画に「環境教育」を位置づける。
- ・計画に位置づけられた「環境教育」の授業実践の在り方を追究していく。
- ・創意ある教育活動としての「環境教育」の活動を作り上げていく。
- ・地域との連携を踏まえ、学校から地域に発進していくこと、発進の仕方を考えていく。

<研究を進める上での具体的な手立て>

「全教育活動に、環境教育を取り入れる」

- ・各教科、領域との関連を考える。
- ・各教科、領域における実践を作り上げる。

「身のまわりの自然や人やくらしのよさを感じる」

- ・体験学習、校外学習を充実する。
- ・活動の過程での評価と援助を行う。
- ・一人一人の「よさ」の感じ方を肯定的に評価していく。

「人やものを大切にする気持ちをもち、自分で考え、実践していく態度を育てる」

- ・心情面を豊かにする言葉がけをしていく。
- ・自分の活動を自己評価できるようにする。
- ・児童一人一人に学習への見通しをもたせる。
- ・自分の活動を発表できる場を設ける。